



ぎおんのす GIONNOSU

No. 181

令和3年4月12日発行



〒892-0803 鹿児島市祇園之洲町5番 TEL099-247-5655
<http://k-ymc.co.jp>

SEARCH 吉田経営 GO

YMCニュース



「感謝」

代表取締役
高橋 雷太



ついこの間まで朝晩の冷え込みに難渋していたのが嘘のような暖かさ、気が付くと桜の季節も終わりに近づいています。卯月四月、新しい年度の始まりを迎える方も多いことと思いますが、コロナ禍はまだまだ終息には到らず、閉塞感に閉ざされている方も多い中、コロナ禍の中にあっても少しずつ歩き方を見つげられた方もいらっしゃるかと思います。

平成13年2月、薬石効なく先代の吉田好治社長が旅立たれ、私は翌3月に39歳で会社を任されましたが、この4月で私が吉田経営を引き継いで丸20年が経ちました。

人格力量とも備わった先代から突然、何の経験もない若造に社長が交代することにお客様としてはさぞ不安を抱かれたことだろうと思います。右も左もわからず、時に迷い、先代が書いた「遊喜楽働」という書を開いてみると同じ悩みがそこにあることを見つけ、安心したり、励まされたりもしました。

社員に支えられてなんとか毎日の業務をこなす日々。そこから私自身はあまり進歩もしていませんが、社員はそれぞれに成長し、お客

様にご支持いただける立場となり、私も社員に支えられ、20年を過ごすことができました。

20年を経て思うことは、ひとえに「感謝」です。特に力量があるわけでもない私がなんとか会社を継続してこられたのは、お客様のお力添え、社員、家族、ご縁をいただいた沢山の皆様の支えによるのみです。ほんとうに「感謝」です。

先代が亡くなる年の正月にしたための書は、「のぼり坂、くだり坂、まさかの坂、いずれの坂も平常心」です。病と闘いながらもどんなことがあっても心は平らかでなくてはと自らを戒め、励ます書であったと思います。また、20年が経ち、会社や仕事のあり方もだいぶ変わってきました。社内に先代を知らない社員も多くなります。

そのような中、常に平常心を保ち、また、悪しき習慣は捨て、よき伝統を残すことに努めてきたつもりではありますが、まだまだ道半ば、引き続き努力です。

いましめに一句。

「人はいさ 心も知らず ふるさとは 花ぞ昔の 香に匂ひける」

CONTENTS

- 1 社長随想
- 1 3ヶ月の税務
- 税務情報 2 3
- 4 労務トピックス
- お客様紹介 5
 - こうじん中山店
 - (株)ACM
- FACE 5
- 6 つれづれ草
- 6 編集後記

3カ月の税務

- 3月**
 - 3月分源泉所得税・住民税の納付(4/12期限)
 - 2月決算法人の確定申告と納税(4/30期限)
 - 8月決算法人の中間申告と納税(4/30期限)
- 4月**
 - 軽自動車税の納付(4/30)
 - 所得税振替日…5月31日(月)
 - 消費税振替日…5月24日(月)
- 5月**
 - 4月分源泉所得税・住民税の納付(5/10期限)
 - 3月決算法人の確定申告と納付(5/31期限)
 - 9月決算法人の中間申告と納付(5/31期限)
 - 所得税延納分の最終納付(5/31)
 - 自動車税の納付(5/31)
 - 固定資産税第1期分の納付(5/31)
- 6月**
 - 5月分源泉所得税・住民税の納付(6/10期限)
 - 4月決算法人の確定申告と納税(6/30期限)
 - 10月決算法人の中間申告と納税(6/30期限)



中小企業に対する所得拡大促進税制の見直し・延長



経済の好循環・持続的な成長には、企業が生み出した付加価値の従業員給与への還元を促すことが引き続き重要となります。このような観点から中小企業に対しても雇用を守りつつ、給与等の所得拡大を促すための措置が講じられることになりました。



改正の具体的内容

現行の制度について次のような見直しを行った上で、適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されることになりました。

改正概要

(適用期限)
令和4年度末まで

現行制度

【通常要件①】

継続雇用者給与等支給額が
前年度比で1.5%以上

かつ

【通常要件②】

給与等支給総額(企業全体の給与)が
前年度以上

【措置内容】

給与等支給総額の増加額の
15%を税額控除

【上乗せ要件】

継続雇用者給与等支給額が
前年度比2.5%以上であり
次のいずれかを満たすこと

1. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
2. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】

給与等支給総額の増加額の
25%を税額控除

※控除上限は、法人税額の20%

改正案

【通常要件】

給与等支給総額(企業全体の給与)が
前年度比で1.5%以上

【措置内容】

給与等支給総額の増加額の
15%を税額控除

【上乗せ要件】

給与等支給総額(企業全体の給与)が
前年度比2.5%以上であり
次のいずれかを満たすこと

1. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
2. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】

給与等支給総額の増加額の
25%を税額控除

※控除上限は、法人税額の20%



改正ポイント

ポイント

①

適用要件のうち、給与等の1.5%以上増加の要件が、既存の従業員の賃上げに限定しない増加要件に変更されます。

ポイント

②

税控除率が25%となる要件

上記①と同様の改正が行われます。

ポイント

③

給与等の範囲

i 上記①及び②の要件を判定する場合には、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除対象としない。

ii 税額控除率を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額は、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除して計算した金額を上限とする。





助成金等の収益計上時期

一定の場合は経費支出の発生時に収益計上

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国や地方公共団体から様々な種類の助成金・給付金・補助金(以下、助成金等)が支給されています。



収入すべき権利が確定した事業年度に収益計上

法人が国や地方公共団体から支給を受けた助成金等の収益計上時期は、「その収入すべき権利が確定した事業年度」となります。

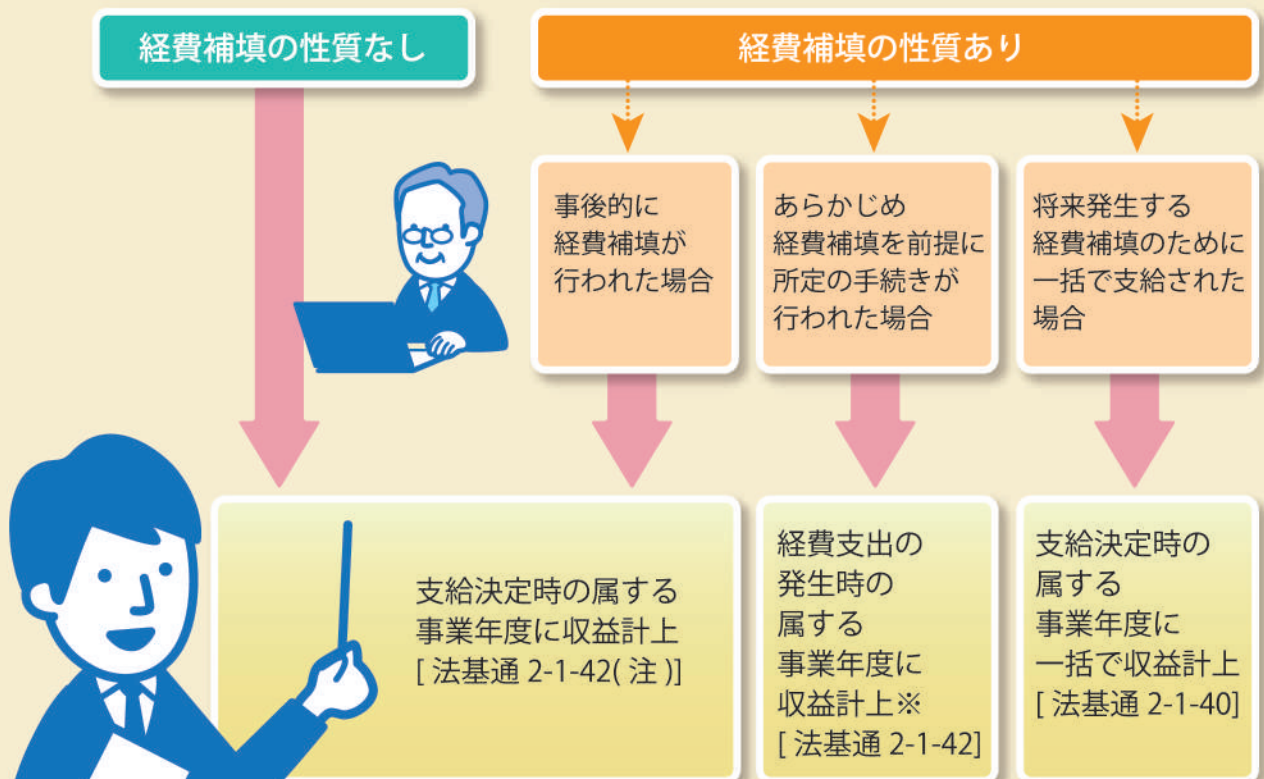
具体的には収益に計上すべき権利が確定する「支給決定時の属する事業年度」の益金に算入することが原則です。ただし、助成金の中には“支給決定時”より前に収益計上すべき助成金等もあります。

例えば、あらかじめ助成金等による経費補填を前提に所定の手続きを経て経費支出が発生する場合には、“支給決定時”より前の“経費支出の発生時”に実質的に収入を得ることが確定していると言えます。こうした助成金等については、「経済支出の発生時の属する事業年度」に収益計上することが必要です。

また、将来発生する経費支出の補填のために“一括”で支給される助成金等も、「支給決定時の属する事業年度」に“一括”で収益計上することになります。



助成金等の収益計上時期(イメージ)



※支給額が確定していない場合でも見積計上が必要

(参考資料:税務通信) 【担当:有川】

労務トピックス

子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになりました。

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるように育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得**できるようになりました。



01 現在の制度内容

子の看護休暇	
対象者	小学校就学前の子を養育する労働者
休暇取得目的	病気やけがをした子の世話、予防接種や健康診断
取得日数	1年度につき5日(小学校就学前の子が2人以上いる場合は10日)

介護休暇	
対象者	要介護状態の家族の介護を行う労働者
休暇取得目的	通院付き添いや介護保険手続等
取得日数	1年度につき5日(対象家族が2人以上いる場合は10日)

02 今回の改正のポイント

改正前

- 半日単位での取得が可能
- 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない

改正後

- 時間単位での取得が可能となる
- すべての労働者が時間単位で取得できるようになる

【時間についての留意点】

- 1 「時間」とは、1時間の整数倍をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できます。
- 2 取得する時間は、所定労働時間の途中で取得することはできません。
(就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に戻るいわゆる「中抜け」はできません)

03 就業規則の改定、労使協定の見直し

この育児・介護休業法施行規則の改正によって、就業規則と労使協定の見直しが必要となります。

なお、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務の場合は、労使協定の締結によって、その業務に従事する労働や時間単位休暇取得の対象から除外することもできます。



04 両立支援等助成金について

時間単位で利用できる有給の子の看護休暇制度や介護休暇制度を導入し、休暇を取得した労働者が生じたなど要件を満たした事業主には、両立支援等助成金が支給されます。

働き方・休み方の改善に当たっては、企業の実態を踏まえた上で、経営トップが見直しなどの判断をしていくことが重要です。問題があればその改善に取り組んでいきましょう。

本格炭火ダイニング
こうじん - 荒神 - 中山店



昨年は多くの方々に助けて頂き、心より感謝いたします。
こうじん中山店では現在ランチ営業に代わり、お昼の11時から13時くらいまで500円(税込)でお弁当を販売しております。1個～100個まで受付けます。場所や個数に応じて配達もいたしますのでお気軽にお問い合わせください。手作りにこだわった完全オリジナルレシピの唐揚げとチキン南蛮をどうぞご賞味くださいませ！
※詳しくはインスタグラムやホットペッパーをご覧ください。



若鶏の唐揚げ弁当
500円
大盛 650円

チキン南蛮弁当
500円
大盛 650円

MAP



Information

〒891-0105
鹿児島市中山町1223-1
TEL:099-266-5766
営業時間 / (月)17:30～翌0:00
(火～土・祝前日)11:30～翌0:00
(日・祝日)17:30～23:00

Customer Introduction

お客様紹介

Architecture Construction Management 株式会社ACM研究社
株式会社ACM
株式会社ACM福岡



弊社は昭和63年に東京で設計事務所を開設しました。平成23年には、ここ鹿児島にも事務所を立ち上げ、平成29年には福岡の設計事務所もグループに参加することになりました。
建築に携わる全ての図面を、クライアント様のそれぞれのニーズに対応できるよう創造し、ネットワークを利用して品質管理からコスト管理まで行えるよう調整し構築しております。

- 建築設計
- 建築施工図
- 監理
- 請負及びコンサルティング業



Information

〒891-1304
鹿児島市本名町235-7
TEL:099-294-2128
営業時間 / 9:00～18:00
(土・日・祝日休み)

MAP



「登山、再開しました。」

前田 光

3年前まで、9月の富士登山に備えて6月から8月にかけて開聞岳、韓国岳を年4回登ってきました。夏の暑い中、大量の水を持ち汗だくで体力づくりの為に登っていましたが、昨年秋からはのびりと景色を楽しみながら登るようにしました。

1回目は小学校低学年の孫を連れて韓国岳へ登りました。私より元気があり、さっさと登るのでついていけません。2回目は4歳の孫と一緒に高千穂に。高千穂登山は厳しい所もありますが頂上まで登りきり無事下山できました。孫に「また行くか」と聞くと「もう嫌だ」との答え。

山はきついところもありますがまた登りたくなるものです。しばらくしたら、また声をかけて易い山へ連れて行きたいと思います。

今年は暖かくなってからまず韓国岳へ、次に久住山に登る予定です。健康管理の為に山登りを続けていきたいと思っています。





つれづれ草

「父からの贈り物」

米田 祥子

先 日押入れから双子の赤ちゃんが出てきた。ブルーの服の男の子とピンクの服の女の子、スヤスヤと眠っている。押入れから赤ちゃんって…事件？ オカルト的な？

いえいえ正確には赤ちゃんのお人形です。それは子供の頃に父からもらったクリスマスプレゼントだ。人形が入っている箱にはスリーピーベイビーと書かれている。胴体の所にゼンマイがついていて回すと音楽が流れ、それに合わせて寝息を立てているように動くのだ。久しぶりに出してみると女の子の方は動かなくなっていて、男の子の方も途中で止まってしまう。そろそろ手放さなきゃと思うのだが父との思い出の品であり、その愛くるしい顔を見ると捨てられず、また押入れへと戻してしまうのだ。無口で厳しい父だったが、思えば記念日などをちゃんと覚えていて贈り物を用意してくれる優しい人だった。

その父は私が24歳の時に56歳で亡くなった。

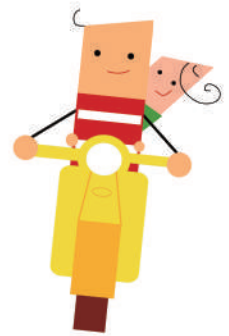
父の遺品整理をすると、出てくるのは仕事で使う事務用品類がほとんどで、父の人生って何だったのだろうと思った。私が小さい頃はよくバイクの後ろに私を乗せて海へ釣りに出かけたりもしていたが、晩年は趣味らしい事をしてた記憶がない。あまりにも早かった父の死をきっかけにやりたいと思った事はすぐ始めなきゃと、私は当時憧れていた海の世界、スキューバダイビングを始めた。

そこで新しい仲間に出会った。その仲間とは海だけでなくテニスをしたり登山したりキャンプしたりと学生時代は部活動さえしたことのなかった私の世界が大きく変わった。思い切って新しいことを始めてみたら他の楽しいことも沢山ついてきたのだ。なのでダイビングは父からの贈り物だと思っている。

贈り物の思い出と言えば、子供の頃のある日、朝食の最中にミシン台の上の小さな紙袋が目にとまった。

チューリップ柄のかわいい紙袋だ。誕生日ではなかったが私への贈り物だと思った。が、食事が終わっても何も言われぬ、一日中ソワソワしながら過ごした。そしてその日の夕食時、ついに我慢できず、自分から「あの袋開けていい？」ときりだした。父の「いいよ」との返事にワクワクしながら開けてみるとなんとニスの瓶が出てきた。それは父が日曜大工で使用する為に購入した物との事。あれ以来ガッカリする出来事があるとの時のニスの瓶が頭をよぎる。この残念なエピソードはともかく、いつかやろうと思っていたその「いつか」は来ないかもしれない事に気づかせてくれた父。父からの最後の贈り物のおかげで、私の人生は豊かなものになった。そしていつの間にか私は亡くなった父の年齢をこえた。

お父さん貴方の娘は貴方の分も人生を楽しんでいるので安心してね。



編集
後記

(西村 志保)

新型コロナウイルスが猛威を振り始めてから1年が過ぎ、少し慣れてきてしまったのかたまに気が緩んで、はっ!とすることもあります。今では消毒やマスクをすること、そして在宅リモートが日常となりました。コロナが終息していれば今頃はオリンピックで盛り上がる賑やかな年だったはずなのに…。桜もキレイに咲いて、自然の風景はいつもと一緒なのに…。

まだ暫くは我慢を強いられる状況が続くと思いますが、皆さまも健康に気を付けて1日1日を大切にお過ごしください。